

# 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 給与規程

(平成18年2月20日制定)

沿革	平成18年 3月29日議決	平成19年 3月28日議決
	平成19年12月17日議決	平成20年 3月28日議決
	平成21年12月 1日決裁	平成22年12月22日議決
	平成23年11月30日決裁	平成24年10月 3日議決
	平成25年 7月 1日議決	平成26年12月12日議決
	平成27年 3月30日議決	平成28年 3月 9日専決
	平成28年11月24日議決	平成29年12月15日議決
	平成30年12月14日議決	平成31年 3月20日議決
	令和元年12月13日議決	令和 2年 3月13日議決
	令和 4年 3月11日議決	令和 4年12月14日議決
	令和 5年12月14日議決	

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の定めるところにより、同規程第2条第1項及び第2項に規定する職員の給与、期末手当、勤勉手当及び特別手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 臨時職員の給与については別に定める。

(給与体系)

**第2条** 給与の体系は次のとおりとする。

2 基準内給与

(1) 給料

(2) 諸手当

ア 管理職手当

イ 住居手当

ウ 扶養手当

エ 地域手当

3 基準外勤務手当

(1) 時間外勤務手当

(2) 休日勤務手当

(3) 通勤手当

(4) 携帯電話手当

(5) 宿日直手当

(6) 夕直手当

4 この規程において、給料とは諸手当及び基準外勤務手当を含まないものとし、給料、諸手当及び基準外勤務手当を併せて給与とする。

(給与の支払形態)

**第3条** 給与は月給制とする。ただし、職員が給与の計算期間の途中において次の各号

に定めるいずれかの事由に該当する場合は、第8条に定める時間額及び日額の計算により算出した給与を支給する。

- (1) 休職にされ又は休職の終了により復職した場合
- (2) 就業規程及び育児休業及び介護休業等に関する規程に規定する無給休暇（以下「無給休暇」という。）についての承認を受け又は無給休暇の期間の終了により復職した場合
- (3) 退職した場合

2 給与の支給日前及び支給日後において、前項の規定に該当する事由が生じた場合は、次条の規定により給与を支給する。

（計算期間及び支給日）

**第4条** 給与の計算期間は、当月1日から当月末日をもって締切り、当月20日に支給するものとし、時間外勤務手当、宿日直手当及び夕直手当については、翌月20日に支給する。ただし、支給日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

**第4条の2** 給与の支給日後において新たに職員となった者の給与は、日割りにより、その際に支給するものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

**第5条** 新たに給料表の適用を受ける職員（再就職職員等を除く。以下第7項において同じ。）となった者の号給は、会長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、会長の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、会長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（6級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として会長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（6級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前項までに定めるもののほか、職員（再就職職員等を含む。）の初任給、昇格及び昇給に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（給与の返納）

**第6条** 職員が給与期間中、給与の支給日後において、離職、休職、停職又は無給休暇等により、過払いとなった場合は、その際返納しなければならない。

(支払方法)

**第7条** 給与は、職員の過半数を代表する者との書面による協定及び職員の同意により本人が指定した本人名義の預金口座への振り込みを原則とする。

2 口座振込を希望する職員は、別に定める手続きにより、給与の振込を受ける預金の口座等一定事項を届け出なければならない。

(時間額及び日額の計算)

**第8条** 給与の減額及び日割りに用いる時間額及び日額の計算は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 時間額は、給料月額に12を乗じた額を就業規程第20条に規定する1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする

(2) 日額は、給料月額を給与の支給を受ける月の勤務すべき日数から、就業規程第24条に定める休日等を減じた日数で除して得た額とする

2 前項の計算において生じる円未満の端数については、すべて四捨五入するものとする。

3 前項までに定めるもののほか、給与の減額及び日割りに関して必要な事項は会長が別に定める。

(給与控除)

**第9条** 給与は全額支給を原則とするが、以下に定めるものをその職員の給与から控除する。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく給与の支給に係る所得税

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく道府県民税及び市町村民税

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）における健康保険の保険料

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）における厚生年金の保険料

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）における雇用保険の保険料

(6) その他職員の過半数を代表する者との書面による協定で定めるもの

(給与の減額)

**第10条** 職員が勤務しないときは、第8条に規定する時間額及び日額の計算により給料月額を減額した給与を支給する。ただし、就業規程第24条各項に規定する休日等

(同規程第25条の規定により休日等を振替えて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる休日等。)及び会長の承認のあった場合を除くものとする。

(休職者の給与)

**第11条** 職員が業務上負傷し若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、就業規程第37条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職させられたと

きは、その休職の期間内、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規程第37条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規程第37条第1項第3号に掲げる理由に該当して休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規程第37条第1項第4号に掲げる理由に該当して休職させられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。
- 5 職員が就業規程第37条第1項第5号に規定する理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100）を支給することができる。
- 6 就業規程第37条の規定により休職させられた職員には、別段の定めがない限り、第1項から前項までに定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号の規定により解雇され又は死亡したときは、第22条第1項の規定により同項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは、「第11条第7項」と読み替えるものとする。

## 第2章 給料

(給料)

**第12条** 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、分類基準は会長が別に定める。

- 2 給料表は、別表のとおりとする。

(再就職職員等の給料)

**第13条** 前条の規定にかかわらず、再就職職員の給料については会長が別に定めるものとする。ただし、嘱託員の給料については前条第2項を準用する。

(給料支払いの始期及び終期)

**第14条** 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その給与期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

### 第3章 諸手当

(管理職手当)

**第15条** 管理職手当は管理職に対し会長が定める額を支給する。

- 2 管理職手当には、時間外勤務手当を含むものとする。

(住居手当)

**第16条** 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、渋川市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）第18条第1項第1号で定める額を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、条例第18条第2項に定める額とする。
- 3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに会長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があつた場合についても、同様とする。

(住居手当支給の始期及び終期)

**第17条** 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき又は職員が前条第1項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において、同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれの事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(扶養手当)

**第18条** 扶養手当は、扶養親族のある職員及び嘱託員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、は、条例第15条第3項に定める額とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、条例第15条第4項に規定する額の特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当支給の始期及び終期)

**第19条** 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 前条第2項第2号から第5号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始に

については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

**第19条の2** 地域手当は、職員及び嘱託員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を超えない範囲内で、渋川市職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」という。）に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当の支給に関して、前項までに定めのない事項は、会長が別に定めるもののほか、規則を準用する。

（通勤手当）

**第20条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
  - (4) 通勤手当の額は、条例第19条第2項各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 2 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支払い日に支給する。
  - 3 通勤手当を支給される職員につき、以下で定める理由が生じた場合には、当該職員に、規則第36条で定める額を返納させるものとする。
    - (1) 離職し若しくは死亡した場合又は前第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
    - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
    - (3) 月の中途において就業規程第37条の規定により休職にされ、育児休業及び介護休業等に関する規程により育児休業をし又は同規程第54条により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
    - (4) 出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
  - 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として規則第37条で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1ヶ月）をいう。
  - 5 第1項に該当する職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。  
(携帯電話手当)

**第20条の2** 携帯電話手当は、本会名義の携帯電話（以下「携帯電話」という。）を常態的に所持する職員に支給する。

- 2 前項に定める職員は、本会処務規程第2条第4項第2号及び第3号の事業所に属し、会長に届出のあつた職員とする。
- 3 携帯電話手当の始期及び終期は、前項の届出のあつた日が属する月から開始し、変更の届出があつた日が属する月までとする。ただし、届出月の所持日数が、当該月の暦日の半数に満たない場合は、始期は届出のあつた日が属する月の翌月からとし、終期は前月までとする。
- 4 携帯電話手当の支給額は、次の各号のに定める額とする。
  - (1) ヘルパーステーションに属する職員 月額4,000円
  - (2) ケアプランセンターに属する職員 月額1,000円



- 5 全各項に定めるもののほか、携帯電話手当の支給に関して必要な事項は会長が別に定める。

(時間外勤務手当)

**第21条** 本会の命令による、就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超える勤務及び同規程第24条に規定する休日等の勤務（以下「時間外勤務」という。）においては、第2項に規定する時間額に時間外勤務及び休日等の振替え又は同規程第25条の規定により振替えることができなかつた休日等（以下「時間外勤務等」という。）の時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 時間額については、第1号により得た額を第2号により得た数で除した額に、第3号の加算割合を乗じて得た額とする。

- (1) 時間外勤務等が生じた月の給料月額に第19条の2に規定する地域手当の月額を加算した額に1年間の勤務月数（12ヶ月）を乗じて得た額
- (2) 就業規程第20条に規定する1週間あたりの勤務時間数（38時間45分）に1年の週数（52週間）を乗じて得た数
- (3) 第3項に規定する加算割合

- 3 時間額の計算に用いる加算割合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合及び同規程第24条に定める週休日において同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合

100分の125

ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合

100分の150

- (2) 就業規程第24条に定める法定休日及び休日において、同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合

100分の135

ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合

100分の160

- (3) 就業規程第25条の規定により、同規程第24条に規定する休日等を勤務した日と同一の週以外の週に振替えた場合

ア 週休日 100分の25

イ 法定休日及び休日 100分の35

ウ 第5号に該当する週休日 100分の50

- (4) 第3号による休日等の勤務について、就業規程第25条の規定により振替えることができなかつた場合

ア 週休日 100分の125

イ 法定休日及び休日 100分の135

ウ 第5号に該当する週休日 100分の150

- (5) 前各号の規定にかかわらず、法定休日を除く時間外勤務が1ヶ月60時間を超え、

就業規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合及び同規程第24条に定める週休日において同規程第20条及び第21条に規定する勤務時間を超えて勤務した場合

100分の150

ただし、勤務時間にかかわらず時間外勤務が午後10時から午前5時に当たる場合

100分の175

4 前項までの計算過程において生じる円未満の端数については、すべて四捨五入するものとする。

(宿日直手当)

**第21条の2** 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、前条の勤務に含まれないものとする。

(夕直手当)

**第21条の3** 夕直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき2,200円を夕直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第21条の勤務に含まれないものとする。

#### 第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

**第22条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する再就職職員等を除く職員に対して、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日について12月10日(以下「支給日」という。)に支給する。なお、支給日に定める日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号の規定により解雇され又は死亡した職員(第11条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。)についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には期末手当を支給しない。

(1) 無給休職者

(2) 刑事休職者

(3) 停職者

(4) 非常勤職員

(5) 育児休業及び出生時育児休業職員(育児休業及び介護休業等に関する規程第2条及び第6条の2の規定により育児休業及び出生時育児休業をしている職員をいう。以下同じ。)のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員

2 期末手当の額は、条例第30条第2項に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における、その者の在職期間に応じて同項各号に定める割合を乗じて

得た額とする。

- 3 条例第30条第2項に定める期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し若しくは解雇され又は死亡した職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の等級を考慮して規則第52条で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則第52条で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間は、本会の職員として在籍した期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間は除算する。
  - (1) 第1項第2号から第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
  - (2) 育児休業及び出生時育児休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 6 基準日以前6ヶ月以内の期間において、地方公共団体の職員であった者が引き続き本会の職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第5項の在職期間に算入する。

(期末手当の不支給)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、同項の基準日に係る期末手当（同項第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第55条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
  - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第41条の規定により解雇された職員（同規程第41条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
  - (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- (期末手当の支給の一時差止)

**第24条** 本会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の

前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、本会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付する。
- （勤勉手当）

**第25条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する再就職職員等を除く職員に対して、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日については12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。なお、支給日に定める日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も

近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し若しくは就業規程第5条第1号に該当して同規程第41条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第11条第7項の規定の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には勤勉手当を支給しない。

- (1) 無給休職者
- (2) 刑事休職者
- (3) 停職者
- (4) 非常勤職員
- (5) 育児休業及び出生時育児休業職員のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務時間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とし、期間率は、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の勤務時間（本会の職員として在職した期間とする。）の区分に応じて、規則別表3に定める割合とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し若しくは解雇され又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に条例第33条第2項第1号に定める割合（特定幹部職員にあつては、条例第33条第2項第1号に定める率）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第22条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項で規定する日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別手当）

**第26条** 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する再就職職員等に対して、6月1日の基準日については6月30日、12月1日の基準日について12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。なお、支給日に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し若しくは就業規程第41条第1号の規定により解雇され又は死亡した職員（第11条第7項の規定の適

用を受ける職員を除く。)についても、同様とする。ただし、以下に該当する者には特別手当を支給しない。

- (1) 無給休職者
  - (2) 刑事休職者
  - (3) 停職者
  - (4) 非常勤職員
  - (5) 育児休業及び出生時育児休業職員のうち、育児休業及び介護休業等に関する規程第19条第3項に規定する職員以外の職員
- 2 特別手当の額は、特別手当基礎額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。
  - 3 前項の特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在において再就職職員が受けるべき給料月額とし、嘱託員にあっては給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
  - 4 第23条、第24条の規定は、第1項の規定による特別手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項で規定する日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。
  - 5 前各項に定めのない事項については、前条の規定を準用する。

## 第5章 雑則

(不正受給の返還)

**第27条** この規程に定める額を不正に受給した場合、本会はその全額の返還を求めるものとする。

- 2 この場合職員は誠実をもってこれを返還しなければならない。

(委任)

**第28条** 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項は、会長が別に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定及び渋川市職員に適用される市条例の規定を準用する。

### 附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、議決の日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行し、変更後の給与規程第19条第3項の規定は、平成

19年4月1日から適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、渋川市職員の給与に関する条例の規定を準用する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 前項の規程の施行に関し、必要な事項は、渋川市職員の給与に関する条例附則第13項、第14項及び第15項を準用する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員において、給料月額が平成27年3月31日現在の給料月額に満たない場合は、平成30年3月31日までを限度に、平成27年3月31日現在の給料月額を据え置くものとする。

**附 則**

この規程は、専決の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。



社会福祉法人 洪川市社会福祉協議会 給料表

(令和5年4月1日適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	

6 0	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
6 1	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
6 2	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
6 3	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
6 4	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
6 5	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
6 6	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
6 7	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
6 8	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
6 9	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
7 0	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
7 1	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
7 2	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
7 3	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
7 4	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
7 5	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
7 6	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
7 7	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
7 8	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
7 9	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
8 0	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
8 1	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
8 2	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
8 3	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
8 4	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
8 5	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
8 6	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
8 7	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
8 8	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
8 9	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
9 0	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
9 1	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
9 2	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
9 3	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
9 4		295,900	343,600				
9 5		296,200	344,100				
9 6		296,600	344,500				
9 7		296,800	344,700				
9 8		297,100	345,100				
9 9		297,500	345,500				
1 0 0		297,900	345,800				
1 0 1		298,100	346,100				
1 0 2		298,400	346,500				
1 0 3		298,800	346,900				
1 0 4		299,100	347,300				
1 0 5		299,300	347,800				
1 0 6		299,600	348,200				
1 0 7		300,000	348,600				
1 0 8		300,300	349,000				
1 0 9		300,500	349,500				
1 1 0		300,900	349,900				
1 1 1		301,300	350,200				
1 1 2		301,600	350,500				
1 1 3		301,800	351,000				
1 1 4		302,000					
1 1 5		302,300					
1 1 6		302,700					
1 1 7		302,900					
1 1 8		303,100					
1 1 9		303,400					
1 2 0		303,700					
1 2 1		304,100					
1 2 2		304,300					
1 2 3		304,600					
1 2 4		304,900					
1 2 5		305,200					

再就職職員及び臨時職員の給料は別に定める。